

70歳以上のお客さまへ

特殊詐欺被害の未然防止に向けた ATMの取引制限について

当組合では、特殊詐欺の多様化と三重県警察からの要請を踏まえ、一部のお客さまを対象に、ATMにおける取引のご利用限度額を制限させていただきます。

本取組みは、ご高齢のお客さまを狙ったキャッシュカードの騙し取り等による特殊詐欺が増加するなか、被害の未然防止の観点から実施するものです。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、組合員をはじめとした地域のご利用者さまの大切な貯金をお守りし、安心して当組合をご利用いただくための取組みとなりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



1. 今回対象となるお客さま

令和5年12月31日時点で普通貯金口座をお持ちの満70歳以上の個人のお客さまで、口座残高10万円以上かつ過去1年間ATMでの“入出金・振込・振替”のご利用がない、キャッシュカード発行済のお客さま
※取引制限は口座単位となります。

2. 制限内容

ATMでの出金・振込・振替のご利用を制限させていただきます。

※対象となるお客様が令和6年1月1日以降にATMでお取引いただいた場合でも制限対象とさせていただきます。

※制限するお取引には、県外JAのATM・他行ATM・コンビニATMでのお取引を含みます。また、キャッシュカード・通帳のいずれのお取引も含みます。

※窓口では通常どおり全てのお取引がご利用いただけるため、対象のお客さまは窓口までお越し下さい。

3. 制限開始日

令和6年4月24日（水）

4. その他

本取組みの対象となるお客さまで、ATMの利用制限を希望されない場合は、平日の営業時間内に最寄りの店舗へお問い合わせください。

